

四街道市第6回農業委員会議事録

令和7年10月9日(木)

第6回 農業委員会総会会議次第

日時：令和7年10月9日

午後2時

場所：福祉センター3階会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

14番 勝山 高治 委員

15番 橋本 豊 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第4号 令和7年度第6次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第5号 生産緑地に係る農業従事者証明について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

協議報告第7号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

1番 石川 博行	2番 佐藤 慎一
3番 栗山 治	5番 中村 札奈
6番 三石 浩	7番 佐藤 由美子
8番 山崎 哲保	9番 梅澤 久史
10番 名児耶 晴夫	11番 小金井 貞夫
12番 細野 裕樹	13番 江原 智希
14番 勝山 高治	15番 橋本 豊

欠席委員なし

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	齋藤 尚美
主任主事	酒井 哲也
主任主事	堀越 知佳

令和7年度第6回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和7年10月9日（木）

午後2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開会

○議長（三石会長） 令和7年度第6回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員14番勝山委員、15番橋本委員にお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議事

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項から8項まで及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項から4項までは関連がありますので一括議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号の整理番号1項から4ページの整理番号8項まで及び6ページの議案第3号の整理番号1項から7ページの4項までを一括してご説明いたします。

本件は、令和7年11月10日まで権利の設定及び一時転用が許可されている、営農型太陽光発電施設の更新申請です。

議案第1号の整理番号1項から8項までの3条につきましては、今回8回目の申請で、地権者4名のうち1名が平成29年8月1日に農地所有適格法人を設立し、当該法人に地権者4名が使用貸借権を設定し農地を貸し付けており、これを更新するため申請されたものです。

また、議案第1号の整理番号5項から8項までの3条につきましては、畑の上部にパネルを設置するために地上権を設定しており、これを更新するため、申請されたものです。

また、議案第3号の整理番号1項から4項までの5条につきましては、パネルを支える支柱及び変電施設などの設置に伴う、転用許可を更新するため申請されたものです。

申請地につきましては、農業振興地域内で10ヘクタール以上の農地が連担していることから、第1種農地と判断されるところであり、例外を除いて転用できない農地ですが、農地法施行令第11条第1項のイにおいて「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供されるために行うもの」という規定及び農林水産省農村振興局長の通達により、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する場合には、一時転用の許可が必要となるということから、例外規定の適用になると考えられ、一時転用が可能と判断されるところです。

なお、この一時転用の期限は、作付したブルーベリーの単収が地域の平均的単収と比べて8割に満たないため、今回も1年間の一時転用となります。

次に、土地利用計画は、議案第1号の使用貸借権及び地上権設定につきましては、15筆で19,964平方メートル、議案第3号につきましては、太陽光発電施設の支柱及び変電施設等のみの一時転用のため、面積が65.58平方メートルです。なお支柱が2,060本、パネル数は6,972枚設置しており、発電量は1,812.72キロワットです。設備認定につきましては 平成27年11月に譲受人に認定がされております。

資金、信用、他法令関係につきましては問題ありません。

位置につきましては25ページ及び26ページの案内図をご覧下さい。

説明は以上です。

○議長 議案第1号の整理番号1項から8項まで及び議案第3号の整理番号1項から4項までにつきましては、去る10月2日に第1班による事前調査会が行なわれております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 詳細は事務局に説明のとおりです。毎年受けている案件ということで現地を確認してきました。ブルーベリーの育ちがあまりよくなく心配ではあり委員のほうからもいろいろ意見は出ましたが、継続しているということで許可相当として1班としては判断しました。

○議長 続いて、地区担当の勝山委員に説明をお願いします。

○勝山委員 先日、委員の方に見ていただいて、毎年木の大きさも変わらず、今回8年目です。事前調査会のとき委員からも土壤改良するなりという話も出ていましたが、本人はポット植をして収量を上げようという考えを思っておりますが、ブルーベリーの栽培方法を今一度学習していただいて、とにかく100キロでも200キロでもいいからこれだけ売れましたよという収量を皆さんに見ていただくようにしてくださいとお願いしました。継続していくしかないので、今しばらく見守っていただければと思います。

○議長 議案第1号の整理番号1項から8項まで及び議案第3号の整理番号1項から4項までにつきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議長 細野委員

○細野委員 ブルーベリーに対して思い入れとかあるのですか。駄目だとわかっているものを永遠に作り続けている感じを受けるのです。ブルーベリーはもともと日当たりのいいところでないと育たないです。フキとかみようがのほうが育つと思うのですが。

○議長 勝山委員

○勝山委員 そのとおりで、ブルーベリーの木も繁茂していない状況で、寂しい状況なのですが、とりあえず本人がブルーベリーで今一度やっていきたいという気でありますので、もう一年できればと思うわけです。

○議長 あそこは水はけ悪いですよね。

○勝山委員 事前調査委の時も前日たいした雨ではなかったがたまっているような状況でした。ただ、本人にはやる気でありますので、しばらく見てもらいたいと思います。

○議長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

初めに、議案第1号の整理番号1項から8項までにつきまして、許可として賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号の整理番号1項から8項までにつきましては、可決いたします。

○議長 続きまして、議案第3号の整理番号1項から4項までにつきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号の整理番号1項から4項までにつきましては、可決いたします。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

議案第2号の整理番号1項をご説明いたします。

申請地は、和良比の畠で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。申請人は、市街化区域に近く利便性がよく、土地がまとまっており老人ホームに最適な場所であるため建設を計画しました。申請地は東側が道路で北側、西側及び南側が農地となっているため、農地との境界にブロック2段から5段を行いフェンスを設置し農地等への土砂の流出を防ぎます。上水は市営水道で、下水道は浄化槽を設置、雨水は浸透貯留槽を設置しオーバーフロー部分はU字溝へ排水いたします。資金につきましては、借入金で賄うこととし、金融機関の融資証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないでの、市の残土条例には該当いたしません。また、開発許可の申請は同時に行われております。

位置につきましては、27ページ及び28ページの案内図をご覧下さい。

説明は以上です。

○議長 議案第2号の整理番号1項につきましても、事前調査会が行なわれております。班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 住宅街に隣接の農地でここだけ草が生えていました。老人ホームをやっていただければきれいになると思いました。1班としては許可相当という判断になりました。

○議長 続きまして、地区担当の石川委員に説明をお願いします。

○石川委員 申請内容につきましては事務局及び班長のとおりです。場所としましては、四街道駅のほうからきて和良比小学校を過ぎて十字路の右側になります。面積は2,266平方メートルでかなり広い感じを受けるところです。周辺農地ですが、現在何も作られていない状況で草を刈っている状況です。現在は畠では使っていないようです。老人ホームを建築し事業者に貸すということです。借り入れでかなりの金額の資金が必要となっていますが、建てるほうの方の話ですと相続税対策の一貫として行いたいということです。

○議長 議案第2号の整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号の整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、举手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号の整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 続きまして、議案第3号の整理番号5項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

議案第3号の整理番号5項をご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畠で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。申請人は、隣接地で建物等の解体業を主に営んでおりますが、事業拡大による解体作業で出る資材等及び従業員、関連業者が利用する駐車スペースが現在の場所では手狭となり拡張するために計画しました。申請地は、南側及び北側が農地で、東側が道路、西側が雑種地となっており、2,803平方メートルの農地が、資材置場及び駐車スペースに十分な面積を備えていることから選定しました。雨水は、砂利敷のため自然浸透とします。隣接地は土留及び安全鋼板3メートルを設置し土砂流出等の防止に努めます。資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないで、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、30ページ及び31ページの案内図をご覧下さい。
説明は以上です。

○議長 議案第3号の整理番号5項につきましても、事前調査会が行なわれております。
班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 内容については、事務局の説明のとおりです。接道は西側から出入りするということです。特に問題はないということで1班としては許可相当という判断になりました。

○議長 続いて、地区担当は私なので説明をいたします。

譲渡人の方から相談を以前から受けておりまして、竹林になってしまってどうにも手が付けられないということで相談を受けておりました。たまたま隣接する譲受人の方が建物等の解体業をやっており、もう少し規模を広げたいということで、今回の運びとなりました。隣接する農地ですが冠水施設が入っていないと確認しておりますので問題はないと思います。

○議長 議案第3号の整理番号5項につきまして、事務局及び班長、地区担当から説明がありました。

質問等はございますか。

○議長 橋本委員

○橋本委員 自然浸透というのは何年ぐらいもつのか。たびたび他の案件でも出るのですがどのくらいもつのかと。自然浸透と言いながら10年たつたら浸み込まなくなってしまうという具合になることはないのかなと懸念がありまして質問しました。

○議 長 事務局

○事務局 資材置き場の場合は砂利を敷くと自然浸透になります。基本的に市街化調整区域の中では、その中で水を処理しなければならないという原則がありまして、自然に降ったものは碎石と土で浸透させていくことになります。期限というのではないと思います。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 浸透し続けるということで。

○議 長 難しいところではあります。トラックとかだと重量があるので少しづつ締まっていく感じがあるので、書類上はこれでとおると思いますが、実際いつまで水がはけるのかというのは何とも言えないところではないかと思います。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 隣接に影響ないというならばいいかと思うのですが、たとえば周辺が住宅地等になっていて、そこがそれによって迷惑が掛かると困るなど感じたので。

○議 長 出入り口が現在、譲受人の方が使っている碎石のところです。そこから今回の場所に入っていくということで、そこより少し低い感じのところです。ただ、碎石をどのくらい盛るかによってだと思いますが、現状わかりません。

○議 長 細野委員

○細野委員 よく皆さんがこうゆう施設でやることは、例えば最初に3メートルかける3メートルぐらいの自然に浸透する升を掘ります。そのうちに飲み込まない吸い込まない状態は必ず来るのです。素掘りの排水の穴が吸わなくなったら隣に同じ穴を掘ってしまう。そういうことを見ていると行います。順番にやって掘るところがなくなると元に戻る。

○議 長 たぶんこの方はコンクリートガラとかを集めて重機で細かくして排出しているらしいのですが、そういうことを考えれば多分出ると思います。譲受人の本人したいところもありますけど。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 企業がやっているから吸い込まなくなったら、そういう風にやってくれるのだろうなという気はするのですが、例えば住宅地でそういう部分をやると周りに迷惑がかかることがおきるではないかなと思います。この案件は企業なのでそれでいいかなと思いますが。

○議長 細野委員

○細野委員 今お話をあったコンクリートのガラですが、そっちの方が心配で許可を得ずに穴を掘って埋める。産業廃棄物なので。

○議長 それは、定期的に専用のトラックで排出しているそうです。

○議長 梅澤委員

○梅澤委員 こないだ私も見に行ったのですが、この辺の水というのはいっぱいになって溢れたらどこかに流れるのでしょう。下がったところに家庭菜園がありましたが、右側は住宅だったので左側の方に流れるしかないのかなと思いますが。今言っていたように表面に幕ができるので浸透しなくなったらもう一回ユンボで剥がして何かするしかないのでしょう。

○議長 土砂等の流出はないようにということで話になっております。それ以上はこちらとしても。

○議長 橋本委員

○橋本委員 一個人ではないから、企業だからやろうと思えばできると思うのですが、ゆくゆくは近隣住宅だとか農地に影響がなくいけるかなということです。

○議長 この感じだと農地の方にはいかないと思います。場所を見てる限りでは。

○議長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号の整理番号5項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号の整理番号5項につきましては、可決いたします。

○議長 議案第4号「令和7年度第6次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」ですが、農業委員が関係する事案でございます。当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による「議事参与の制限」により審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。
暫時休憩します。

(委員 2 名退席)

○議 長 再開します。

議案第4号「令和7年度第6次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開き下さい。

議案第4号 令和7年度第6次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、四街道市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められ、審議を求めるものです。

○議 長 続きまして、産業振興課より説明をお願いいたします。

○産業振興課 内容については、10ページから16ページになります。第6次農用地利用集積等促進計画案です。今回は、すべて新規という扱いになり、件数は11件です。

甲の欄、「利用権の設定をする者」は10件です。乙の欄「利用権の設定を受ける者、兼、転貸を行う者」は、公益社団法人千葉県園芸協会です。また、丙の欄「転貸を受ける者」は、法人1件と個人7件です。

番号1につきましては、長岡の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は5年です。

番号2につきましては、長岡の田3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は5年です。

番号3につきましては、物井の田3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

11ページをお開きください。

番号4につきましては、物井の田3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は5年間です。

番号5につきましては、大日の畠1筆で新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は畠として利用、期間は5年間です。

番号6につきましては、大日の畠6筆で新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は畠として利用、期間は5年間です。

12ページをお開きください。

番号7につきましては、大日の畠1筆で新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は畠として利用、期間は5年間です。

番号8につきましては、大日の畠2筆で新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は畠として

利用、期間は5年間です。

番号9につきましては、亀崎の田3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は5年間です。

13ページをお開きください。

番号10につきましては、内黒田の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は5年間です。

番号11につきましては、栗山の畑2筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は畑として利用、期間は5年間です。

14ページをお開きください。

14ページは、令和7年度第6次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の集計表です。

15ページ、16ページをお開きください。

15ページ、16ページは、令和7年度第6次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 議案第4号につきまして、事務局及び産業振興課から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第4号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号につきましては、可決いたします。

○議長 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。

暫時休憩します。

(委員2名入室)

○議長 再開します。

議案第5号「生産緑地に係る農業従事者証明について」の整理番号1項を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 17ページをお開き下さい。

議案第5号の整理番号1項 生産緑地に係る農業従事者証明についてご説明いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので、証明について審議を求められたものです。この証明願いは、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買い取りの申し出を行う際に、農業の主たる従事者であることの証明書を添付する必要があるため申請されたものです。証明願いの提出者は、富里市に住所を有する方ほか3名で、主たる従事者の兄弟です。当該生産緑地は、下志津新田の畠で主たる従事者の死亡によるものです。

位置につきましては、27ページ及び29ページの案内図をご覧下さい。

説明は以上です。

○議長 ただいま、議案第5号の整理番号1項につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第5号の整理番号1項につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号の整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 続きまして、議案第5号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号の整理番号2項をご説明いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので、証明について審議を求められたものです。この証明願いは、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買い取りの申し出を行う際に、農業の主たる従事者であることの証明書を添付する必要があるため申請されたものです。証明願いの提出者は、下志津新田に住所を有する方で、主たる従事者の妻です。当該生産緑地は、下志津新田の畠で、主たる従事者の死亡によるものです。

位置につきましては、27ページ及び29ページの案内図をご覧下さい。

説明は以上です。

○議長 ただいま、議案第5号の整理番号2項につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第5号の整理番号2項につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号の整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議長 協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 18ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項及び2項の2件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、長屋住宅及び老人ホームに転用するという届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 19ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から3項までの3件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転し、専用住宅2軒及び駐車場1件に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 20ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したのでご報告いたします。

整理番号1項につきましては、8月19日に勝山委員と事務局で現地確認を行い、20年以上前から山林であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号2項につきましては、9月1日に山崎委員と事務局で現地確認を行い、20年以上前から山林であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 21ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の専用住宅への転用につきましては、9月29日に 小金井委員と事務局で現地を確認したところ、完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 22ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の専用住宅への転用につきましては、9月29日に 小金井委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに使用しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第6号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 23ページをお開き下さい。

協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、証明書の交付願いがありましたので、現地調査を行い証明書を発行いたしましたのでご報告いたします。

整理番号1の和良比の畠1筆の1, 133平方メートルにつきましては、9月29日に石川委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 続きまして、協議報告第7号「農地転用許可後の工事進捗状況報告について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 24ページをお開き下さい。

協議報告第7号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の専用住宅については、現在造成中です。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第7号までについて、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第7号までは、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については終了しますが、議案及び協議報告に關しその他として何かありますか。

○議長 栗山委員

○栗山委員 私が借りている農地がありますが、そこの農地の地権者に相続がありましてしばらく連絡が取れなかったのですが、先日ようやく連絡が取れたのです。以前の地権者が亡くなられたために、現在自分の所有している農地がどのようにになっているか不明であるということからどうしたらいいかという相談を受けました。私がやっているところに関しては私が把握していましたので、契約を改めて継続のお願いしたいという旨話したのですが、その方が持っている農地は、四街道3丁目、大日今宿、山梨、ハラブト、反中、松山下、小名木、和田、上野、他にもありまして、かなりいろいろなところに分散している状況です。急に地権者が亡くなってしまって急な相続だったので、もしかしたら誰かが耕作しているかも、していないかもと、どうなっているかわからないという状況なのです。ですので、他の農業委員の方にも協力していただいて、現況どのような状況になっているのか確認して地権者と今後どのようにしていくのかということが確認できないかと思いまして、ご協力いただきたいと思っているところです。

○議長 それでは、後ほど各委員と確認をお願いします。
他に何かありませんか。

(意見等なし)

○議長 次に、事務局より連絡事項等ありますか。

○事務局 市内にお住まいの方で新規就農を希望されている方から農業委員会の方に相談がありまして、耕作する農地を探しているという相談なのです。今まで農家として営農していたわけではなく自宅の近くで家庭菜園をやっていたのですが、新規就農で今後、ニンニクとかニン

ジンとかの路地野菜を中心に栽培したいという相談です。この後3時にご本人をお呼びしてありますて、その時に営農計画だとか資料の方もご本人が用意して渡していただき説明させていただきたいと思います。お話の内容を伺いまして畠になるかと思うのですが就農に際して紹介できるようなものがあれば、ご相談いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

4. その他

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧下さい。

1月の開催予定については、事前調査会が1月4日の火曜日に、第2班の委員にお願いいたします。また、総会は、1月11日の火曜日、午後2時から、場所は、福祉センター3階会議室1です。

また、農地相談日は、1月4日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたら、お願いします。

5. 閉会

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時50分

令和7年10月9日

農業委員会長

議事録署名委員

14番

15番